

〔平成 22 年 11 月 5 日〕  
〔全国市議会議長会  
臨時部会長会議〕

## 地方議会議員年金制度についての全国市議会議長会意見

全国市議会議長会では、昨年 12 月 4 日に開催された第 5 回地方議会議員年金制度検討会において、総務省から示された「給付と負担の見直し案」の A 案及び B 案のいずれの案も受け入れることができないことを表明するとともに、全国市議会議長会案(以下「本会案」)を提案したところである。

市議会議員年金については、平成 14 年及び 18 年の 2 度の改正において、大幅な給付の引き下げと負担の引き上げが行われたところであり、現行の市議会議員の掛金率は 16%と極めて高率で、議員負担は既に自助努力の限界に達している。

10 月 5 日に総務省から示された地方議会議員年金制度の見直しについての考え方は、「市議会議長会の存続案は、国民の理解が得られにくいと考えるので、否定的であることをご理解願いたい。」というもので、本会案は受け入れられなかった。

全国市議会議長会では、本会案が受け入れられない場合には、国会議員互助年金制度の廃止の例により、地方議会議員年金制度を廃止することもやむを得ないものとしてきたところである。

よって、全国市議会議長会としては、この際、地方議会議員年金制度を廃止することとし、廃止にあたっては以下の措置を講ずることを求める。

- 1 既裁定者には、現行制度に基づく給付を行うこと。
- 2 地方議会議員年金制度の廃止時において退職年金受給資格を有する者については、退職年金または退職一時金のいずれかの給付を受けることを選択できるようにすること。
- 3 退職年金受給資格を有する議員が退職年金を選択した場合においては、現行制度に基づく給付を行うこと。
- 4 退職一時金については、議員が納付した掛金及び特別掛金の総額の 80%を給付することとする。